

日吉町自治会館・公会堂運営規定

第1条（目的）

この規定は、日吉町自治会（以下自治会という）所有の日吉町自治会館の運営と維持管理が円滑かつ適切に行われるように、その手順を定めることを目的とする。

第2条（会館・公会堂の呼称）

1. 日吉町自治会館（鉄筋コンクリート造2階建、以下会館という）
2. 日吉町公会堂（木造平屋、以下公会堂という）

第3条（会館・公会堂の位置づけ）

会館・公会堂は自治会活動の拠点として、又、会員相互の親睦を図る施設として、会議、会合、教養の向上、サークル活動の促進などに利用することとする。

第4条（運営管理）

1. 会館・公会堂の総括責任は自治会長にある。
2. 利用の許可、利用料金の徴収、鍵の受け渡しは、総務部が行う。
3. 固定資産税、地代、火災保険、電気、水道料等の支払い及び建物の改修費の支払いは会計が行う。
4. 建物の改修については、緊急を要する以外は自治会役員会において承認を得る。
5. 電球の取り替え、漏水、会館利用ボード等の日常の管理は、主として総務部が行う。

第5条（利用資格）

1. 自治会活動（総会、役員会、各部会、月例会、その他行事）
2. 地元消防団、老人会、婦人会、子供会、スポーツ推進委員、青少年指導員等の各団体の活動。
3. 防犯協会、体育協会、保護観察協会、民生委員・児童委員等の各公共団体の活動
4. 会員又はその家族の葬儀等。
5. その他自治会が認定した行事、但し未成年者だけの利用は原則として認めない。
6. 公序良俗に反するもの、政治、宗教、営利目的や、建物や付帯設備の破損の恐れがある時は使用を認めない。
7. 災害等の非情の場合は、最優先とする。

第6条（利用手続と遵守事項）

1. 利用希望者は、会館・公会堂使用申請書（別紙-1）に必要事項を記入のうえ総務部に提出し使用許可書（別紙-2）を受領のこと。
2. 利用料金の納入は、前納するものとする。
3. 利用者は、当日総務担当者から鍵を受け取り、終了後は速やかに鍵を返却すること。
4. 利用者は、電源、火気、戸締り、ゴミ、食器整理、清掃等責任を持って確認・処理すること。ゴミは各自必ず持ち帰ること。
5. 騒音、その他近隣に迷惑をかけないように十分配慮すること。
6. 利用者が、施設及び備品等の破損・損害を与えた場合は、賠償責任が生じることがある。

第7条（利用時間と利用料金）

○利用時間は、次のとおりとする。

1. 午前 9：00～12：00
2. 午後 13：00～16：00
3. 夜間 17：00～20：00
4. 一日 9：00～20：00

利用時間は、原則として3時間単位とする。準備・後片付け・清掃は利用時間にふくめます。

○利用料金は、次のとおりとする。（単位：円）

	施設名	午前	午後	夜間	一日
日吉町自治会館	ホール（1階）	2,000	2,000	2,000	7,000
	会議室（2階）	3,000	3,000	3,000	10,000
日吉町公会堂	ホール	3,000	3,000	3,000	10,000
	小会議室	1,000	1,000	1,000	4,000

自治会活動に伴う会議、行事等で利用する場合は、無料とする。

その他自治会で特に認めたものは、免除、減額することがある。

建物内の設備・備品等の使用は含まれる。

第8条（規定の改廃）

この規定は、自治会役員会で審議・決定して改廃する。

付 則

1. 日吉町自治会公会堂使用要綱は平成19年3月31日をもって廃止する。
2. 本規定は平成19年4月1日より施行する。
3. 本規定は平成27年4月1日一部改訂施行する。